

監査委員公表第 664 号

令和 2 年 2 月 20 日付け監査第 817 号の監査結果に関する報告に基づき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年 1 月 19 日

大分県監査委員 首 藤 博 文
 大分県監査委員 長 野 恭 子
 大分県監査委員 木 付 親 次
 大分県監査委員 原 田 孝 司

- 1 令和元年度行政監査の結果（令和 2 年 2 月 20 日付け監査第 817 号）に関する報告に基づく措置
- (1) 概要 「措置済」 9 件、「措置予定」 1 件、「検討中」 1 件、「措置不要」 1 件
- (2) 措置の状況

公金収納事務に係る措置の状況（令和 2 年 11 月 30 日現在）			
項 目	監査の結果（要旨）	監査対象機関	措置の概要
1 事務の効率性及び県民の利便性からみた問題点			
ア 河川使用料	<p>（現状）</p> <p>河川使用料については、使用料の徴収に係る事務の約 9 割が、年度末及び年度当初に集中している。</p> <p>中には年間使用料が数百円のものもあり、複数年度にわたる使用許可を受けている使用者についてこのような少額の徴収を毎年度行うことは、現況確認ができるという利点がある一方、事務負担等を考えると効率的な取扱いとはいえないとともに、使用者にとっても手続が繁雑である。</p> <p>（検討事項）</p> <p>少額の河川使用料を毎年度徴収することは、申請者及び職員にとって負担となっており、効率的な取扱いとはいえないことから、複数年度の使用料を一括して徴収するなど徴収方法について検討す</p>	河川課	<p>河川の流水占用料等（以下「河川使用料」という。）の徴収方法については、平成 28 年の河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）の改正により、河川を使用する全期間（最長 10 年）分の河川使用料を一括して徴収することができることとなり、同時に発出された国土交通省通知により、納付者が毎年度納付又は占用期間分の一括納付のいずれかを選択することも可能となった。</p> <p>県では、同法施行令の改正以降も「一括納付方式」は採用しておらず、従来の「単年度納付方式」を継続してきた。</p> <p>その理由として、第一に、一括納付方式では納付者の納付回数が減少することや、納付方法の選択肢が増えるといったメリットに対し、納付額の割引がないことで一括納付の希望者は少数と判断したためである。</p>

	<p>ること。</p>		<p>第二に、実際に徴収事務を行う土木事務所において、納付書交付回数や未収金督促事務が減少する等のメリットが考えられる反面、納付方法についての納付者への確認事務や河川使用者（占用事由）の変更等に伴う使用料の返還及び追徴事務、河川使用料が改正された場合の差額の追徴や返納の事務等、新たな事務作業が発生するデメリットが考えられるためである。</p> <p>さらに、河川使用料の徴収について、納付者の意向により単年度納付と一括納付が混在する可能性があることに加え、毎年度納付しか認められていない道路占用料等もあることから、各種の占用料の間で異なる事務処理も混在することとなり、納付者に対する誤徴収等、事務作業におけるリスクが考えられたためである。</p> <p>しかし、一括納付か単年度納付かの選択については納付者の意向が最も重要であり、占用件数の多い大分・佐伯・日田土木事務所に係る納付者に対し意向調査を行ったところ、一括納付を希望する納付者が多数を占めたことから、納付者が希望する場合に一括納付を可能とするよう河川の流水占用料等の徴収に関する条例(平成12年大分県条例第17号)の改正を行う予定であり、条例改正に向けて、12月にパブリック・コメントを実施することとしている。</p> <p style="text-align: right;">【措置予定】</p>
<p>イ 九重青少年の家使用料</p>	<p>(現状) 九重青少年の家使用料は、宿泊料やキャンプ場等の施設使用</p>	<p>社会教育課</p>	<p>九重青少年の家使用料の収納については、全て手書きで記載している領収書（会計規則第15号様</p>

<p>料を利用者から徴収するもので、収納件数の6割程度を直接収納している。直接収納する場合に発行する大分県会計規則（昭和49年大分県規則第10号。以下「会計規則」という。）第15号様式（その1）による領収書には、申請者の住所・氏名、金額、納入の内容、収入科目コードなどを手書きで記載しなければならず、利用者を窓口で待たせる要因のひとつになっている。</p> <p>九重青少年の家使用料と同様にキャンプ場等の施設使用料等を徴収している大分県青少年の森使用料及び大分県平成森林公園使用料については、会計規則第191条の規定に基づき、知事の承認を受けて、利用許可証に使用料を領収した旨を明示することで領収書の発行に代える特別の取扱いがなされている（以下同条の規定に基づく知事の承認を「特別承認」という。）。</p> <p>特別承認を受け、また、領収した旨の明示にゴム印を使用して、窓口業務を簡素化することにより、施設利用者が速やかに施設の利用を開始することができるようになっている。</p> <p>（検討事項） 九重青少年の家使用料について、施設利用者が速やかに施設の</p>	<p>式（その1）の発行事務が、窓口を混雑させる大きな要因となっていた。そのため、令和2年度から領収書の中でも特に記入項目の多い「納入の内容」の欄にあらかじめ「九重青少年の家〇〇費」のゴム印を押し、利用料金を管理するためエクセルで作成していた「明細書」を別紙として添付することで、窓口業務を簡素化し、混雑の解消につながった。（香々地青少年の家でも導入済み）</p> <p>また、今回推奨のあった大分県青少年の森及び大分県平成森林公園の領収方法（利用許可証と領収書の一体化）について九重青少年の家でも導入できないか検討を行ったが、九重青少年の家では利用終了時に利用料金を徴収していることや（天候の悪化や体調不良により利用をやめるケースが多いため）、主催事業の参加者が施設利用をする場合は利用許可証を求めていることなどから、利用許可証を領収書に代える取扱いへの移行は難しいと判断した。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>
---	--

	<p>使用を開始することができるよう、領収書の発行方法について検討すること。</p>		
<p>ウ 県税事務所に おける手数料 収納事務</p>	<p>(現状) 県税事務所で徴収する手数料は免税軽油使用者証交付事務と県税関係証明事務の2種類であり、いずれも手数料額は1件あたり400円で、証紙により収入するものである。 県税事務所では証紙の売りさばきを行っているが、券面額が400円の証紙のみ取り扱っており、当該機関で収納する手数料のための売りさばきであると考えられる。申請者のほとんどは県税事務所での証紙を購入していることから、現金の取扱いがなくなる又は減少するという証紙の方法によるメリットが認められない。 さらに、現金収納事務に加えて証紙取扱事務が発生しているため、証紙売りさばき収入について領収書の発行が省略され又は簡略化されていることを考慮しても、証紙の方法によることで期待される効果が認められず、効率的な事務が行われているとは言いがたい状況であった。</p> <p>(検討事項) 県税事務所における事務の手数料について、証紙の方法によることで期待される</p>	<p>税務課</p>	<p>県税事務所で徴収する手数料（県税納税証明手数料等）は、大分県使用料及び手数料条例（昭和31年大分県条例第27号。以下「使用料及び手数料条例」という。）、大分県収入証紙に関する条例（昭和39年大分県条例第23号）及び大分県収入証紙取扱規則（昭和50年大分県規則第19号。以下「収入証紙規則」という。）に基づき、証紙による収入を行っているところである。 これらに係る申請について、行政書士や税理士等は事前に証紙を一括購入し、複数の申請書と手数料相当額の証紙を持参して手続を行っており、地域、時期により差はあるが、全体の2割を超える件数が証紙持参手続によることもある。この場合は現金の受領は不要で、窓口での処理時間が短縮されることから、証紙収入による効果が十分認められる。 また、個人の申請者が県税窓口で証紙を購入して手続を行う場合、実質的に現金収入による事務処理と同様の形態であるが、特に当該個人申請者が領収書を希望する場合に限って「大分県会計規則第39条」の規定による「様式20号様式の2」を手書きで交付しており、実務に際しては大きな事務負担はない状態である。 さらに、手数料の収入方法を現金収納のみに変更することも検討したが、証紙の場合には原則不要で</p>

	<p>効果が認められないことから、申請者及び職員にとってより効率的となる収入方法について検討されたい。併せて、領収書の発行方法について、特別承認を受けることで簡略化するなど、その発行方法について検討すること。</p>		<p>あった領収書の発行が必須となり、窓口業務に支障を来すおそれがあり、かつ処理時間短縮のために、会計規則第 191 条により簡略化の承認を受けた領収書を発行するための機器の導入が必要となる等、問題点が多いことから、当面は現状の証紙による取扱を継続したい。</p> <p>なお、令和 2 年 3 月に策定した大分県行財政改革推進計画（以下、「行財政改革計画」という。）において「行政手続の 100% 電子化」を推進することとされており、今後は電子申請や電子納付（キャッシュレス）等について、県民の利便性向上に向け、関係課とともに検討したい。</p> <p style="text-align: right;">【措置不要】</p>
<p>エ 家畜保健衛生所における手数料収納事務</p>	<p>（現状） 家畜保健衛生所には、手数料を証紙の方法により収入する事務（家畜診療及び検査事務並びに家畜保健衛生所の衛生事務（診断書等の交付））と手数料を直接収納する事務（家畜伝染病予防事務及び薬務関係事務（動物用医薬品販売関係の許可等））とが混在している。</p> <p>このうち、手数料を証紙の方法により収入する家畜診療及び検査事務では、検査を行う農場等で職員が申請者から手数料相当額の現金を預かり、これを家畜保健衛生所に持ち帰って申請者に代わって証紙を購入し、申請書に貼付する取扱いが行われている。</p>	<p>畜産振興課</p>	<p>家畜保健衛生所には、家畜人工授精関係事務、家畜診療及び検査事務、家畜保健衛生所の衛生事務、家畜伝染病予防事務、薬務関係事務の手数料収納事務が存在する。</p> <p>これらのうち、家畜人工授精関係事務、家畜診療及び検査事務、家畜保健衛生所の衛生事務については、使用料及び手数料条例及び収入証紙規則に基づいて証紙収入としており、家畜伝染病予防事務、薬務関係事務については使用料及び手数料条例に基づいて現金収入としている。</p> <p>現状、証紙収入事務においては、検査を行う農場等で職員が預かり証を発行したうえで現金を受け取り、申請者に代わって証紙を購入し、申請書に貼り付けるという対応も採っているが、申請者の便宜を</p>

	<p>一方、手数料を直接収納する家畜伝染病予防事務でも、同様に検査を行う農場等で現金の授受が行われるが、こちらは、金銭出納員である職員が旅行先で手数料を直接収納する取扱いである。</p> <p>(検討事項) 手数料の収入の方法を異にする事務が混在していることが、家畜保健衛生所における手数料収納事務を繁雑にしていることから、家畜保健衛生所の手数料の収入方法について、事務の効率性の観点から検討すること。</p>		<p>図るため実施しているものである。</p> <p>今回指摘があった、家畜保健衛生所における手数料収納事務が繁雑となっていることへの対応については、家畜保健衛生所では手数料収納事務の種類が多いため、誤りなく適切に事務が執行できるよう、従来から一覧表を作成し、各年度当初に改定してきたところであり、令和元年12月には変更があった金額の他、検査内容が分かりやすいように詳細に記載し、より一層の改善を図っているところである。</p> <p>このため、県民の負担軽減の維持の観点から当面は現行の体制を維持することとしたい。</p> <p>なお、今後、行財政改革計画に基づき、会計管理局と連携し、手数料納付についての令和5年度末までの電子化について検討を進めることとしたい。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>
<p>2 事務の適正性からみた問題点</p>			
<p>ア 港湾使用料</p>	<p>(現状) 係船料の徴収は、窓口で申請受付を行い、使用許可の後、納入通知書により使用料を徴収するほか、現地で土木巡視員等が使用料を直接徴収する方法などがある。</p> <p>現地で土木巡視員等が使用料を直接徴収する場合において、大分県港湾施設管理条例施行規則（昭和51年大分県規則第32号。以下「港湾管理規則」という。）で規定した申請書の提出や許可書の交付を省略し、領収書のみ交付す</p>	<p>港湾課</p>	<p>現在、港湾使用料については、納入通知書によるほか、事前申請がなく、船舶が一時的に寄港し、時間を経ずに出港する場合などは港湾利用者が土木事務所まで出向いて港湾使用料を支払う余裕がないため、港湾利用者の利便性を図り、徴収漏れを防止するためにも港湾巡視員が現地で使用料を直接徴収している。</p> <p>(港湾管理規則第8条第1項)</p> <p>今回の指摘を受け、対象の8土木事務所に対し、当該巡視員が直接徴収する場合の事務処理状況を確認したところ、別府土木事</p>

	<p>るなど、不適正な事務処理を行っている事例が見受けられた。</p> <p>(改善事項)</p> <p>土木巡視員等が現地において直接徴収する港湾使用料について、利用者の利便性を踏まえ、適正な徴収方法を整理の上、土木事務所に適正な事務処理を徹底すること。</p>		<p>務所と佐伯土木事務所で以下のとおり不適正な処理が確認された。</p> <p>まず別府土木事務所では、港湾管理規則第3条第3項に規定されている港湾施設使用許可申請書を受領していないこと、かつ港湾施設使用許可書の要件を満たす領収証への許可済印の押印を怠っていたものである。</p> <p>また、佐伯土木事務所では、当該規則に定められた様式ではない独自の申請書と許可書を使用していたものである。</p> <p>そのため、昨年度、上記2土木事務所に対し、当該規則に基づく適正な事務処理を徹底するよう指導した。</p> <p>これを受け、今年度申請者から收受した当該申請書に許可済印を押印した写しを当該2土木事務所から港湾課に提出させ、事務処理が適正に実施されていることを確認した。</p> <p>なお、今後は利用者の利便性の一層の向上を図るため、電子申請等について関係各課と協議していきたい。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>
<p>イ 食品衛生許可等事務</p>	<p>(現状)</p> <p>収入証紙規則第11条では、申請書等を受理した者は、当該証紙を貼った紙面にかけて消印により鮮明に消印しなければならないとし、消印をしたときは証紙消印実績簿(収入証紙規則第12号様式)に必要な事項を記載しなければならないとしている。証紙消印実績簿については、事務処理の簡素化を図るなどのため</p>	<p>東部保健所国東保健部</p>	<p>東部保健所国東保健部においては、食品衛生営業許可申請を受理する際に、その手数料を県証紙により徴収し、収入証紙規則に従って、証紙を消印して申請書処理簿兼消印実績簿(食品・生活衛生課作成様式)に受付日、業種、申請者名、屋号及び金額を記載している。</p> <p>食品衛生許可事務の対象となる営業許可には、固定店舗等の通常の営業許可の他に、祭典等に</p>

	<p>事務ごとに独自の様式を作成している例が見受けられたが、このことについて、用度管財課は、証紙消印実績簿の記載事項が全て記載できるものであれば問題ないとしている。</p> <p>食品衛生許可等事務では、情報資産を持ち出す際の記載を簡略化するため、証紙消印実績簿と情報資産持ち出し管理簿を兼ねた申請書処理簿兼消印実績簿（食品・生活衛生課が作成した様式）が使用されている。</p> <p>しかし、東部保健所国東保健部では、情報資産を持ち出す場合のみ当該帳簿に記載すればよいと誤認していたため、現地調査を要しなかった一時営業許可の消印実績を記載していなかった。</p> <p>（改善事項） 食品衛生許可等事務において証紙の消印をしたときは、申請書処理簿兼消印実績簿に必要な事項を記載すること。</p>		<p>おける一時営業許可がある。</p> <p>通常の営業許可の場合、申請を受理した後に食品衛生監視員が現地調査を行うが、情報資産（申請書及び施設の図面）を所属外に持ち出すため、情報資産持ち出し管理簿を兼ねた当該実績簿に食品衛生監視員が押印している。</p> <p>一時営業許可の場合には、祭典等当日まで施設が設置されない場合、現地調査に代えて書面審査を行っている。</p> <p>東部保健所国東保健部では、情報資産を持ち出す場合のみ当該実績簿に記載すればよいと誤認し、現地調査を要しなかった一時営業許可の消印実績を記載していなかった。</p> <p>今回の指摘を受け、一時営業許可についても、当該実績簿に消印実績を記載するようにした。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>
<p>ウ 証紙を売りさばく県の機関の把握</p>	<p>（現状） 「大分県収入証紙取扱事務のてびき」の別表1に記載されている証紙を売りさばく県の機関のうち農林水産研究指導センター畜産研究部、中津教育事務所、佐伯教育事務所、竹田教育事務所及び日田教育事務所では、現在証紙売りさ</p>	<p>用度管財課</p>	<p>「大分県収入証紙取扱事務のてびき」の別表1については、証紙交付簿等の関係書類の確認及び直接の聞き取りを行うことにより証紙を売りさばく県の機関を正確に把握し、別表から証紙を売りさばいていない県の機関を削除した改訂版を令和2年2月に発行した。</p> <p>今後は、毎年度関係書類</p>

	<p>ばきを行っておらず、このことを用度管財課は把握していなかった。</p> <p>(検討事項) 証紙制度を所管する機関として、証紙を売りさばっている県の機関の状況を正確に把握するとともに、再発防止について検討すること。</p>		<p>の確認や直接の聞き取りにより、証紙を売りさばく県の機関の正確な把握を行い、再発防止に努める。</p> <p>【措置済】</p>
<p>エ 証紙の受払報告</p>	<p>(現状) 収入証紙規則第 12 条は、出納員等は毎年度 3 月 31 日現在の証紙の出納状況を証紙受払報告書により翌年度の 4 月 10 日までに知事に報告しなければならないと規定しているが、証紙売りさばき機関から提出された証紙受払報告書の内容を証紙の管理業務に活用することはなく、提出の有無の確認さえ行っていないかった。</p> <p>(検討事項) 証紙売りさばき機関が証紙受払報告書を提出する事務が無駄になっていると認められることから、用度管財課は、当該報告を求める目的と必要性について検証し、今後の取扱いについて検討すること。</p>	<p>用度管財課</p>	<p>証紙受払報告書は、昭和 50 年 4 月に収入証紙規則の改正を行った際、在庫調整や証紙印刷の際の基礎資料として活用することを目的に設けられたものであり、現在では用度管財課が作成する証紙交付簿により代替が可能であることから、証紙受払報告書の廃止に向け検討することとしたい。</p> <p>なお、当該規則の改正には、類似の規定が設けられている九州各県の活用状況や証紙受払報告書の廃止に伴う他法令への影響などの把握が必要なことから、これらの課題を十分精査した上で、最終的な対応を行う。</p> <p>【検討中】</p>
<p>オ 釣銭資金の交付</p>	<p>(現状) 会計規則第 99 条の 2 では、会計管理者は、現金を収納する際に必要な釣銭に充てるため、歳計現金の一部（以下「釣銭資金」という。）を出納員及び金銭出納員に交付</p>	<p>佐伯豊南高等学校 三重総合高等学校 玖珠美山高等学校</p>	<p>各県立学校に対して、教育財務課から卒業証明等の証明手数料や生産物売払収入に係る事務手続きにおいて釣銭を必要とする場合は、釣銭資金の交付を申請するよう通知した。（令和 2 年 3 月 23 日付け教委教財第</p>

	<p>し、保管させることができるとしている。この規定は、直接収納において、釣銭に公金以外の金銭を用いることは適切な取扱いとはいえず、現金事故の原因になる可能性もあることから、設けられたものである。該当する各高等学校では、卒業証明等の証明手数料や生産物売払収入を直接収納する頻度が高く、釣銭を必要とする機会が多いものと認められるが、釣銭資金の交付を受けていなかった。</p> <p>(検討事項) 公金の適切な管理という観点から、釣銭資金の交付を受けることについて検討すること。</p>		<p>2333号、令和2年7月20日付け教委教財第839号)</p> <p>その結果、釣銭を必要とする全ての学校が、釣銭資金の交付申請を行った。</p> <p>今後は、交付を受けた釣銭資金の管理も含め、公金の適正な管理を行うよう指導していく。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>
ま と め	監査対象機関	措置の概要	
<p>監査対象機関においては、不適正な使用許可手続により使用料を徴収しているなどの改善を要する事例や、少額の使用料を毎年度徴収するため申請者、職員双方に負担となっているなどの検討を要する事例が確認された。</p> <p>また、現金を取り扱う機関では、現金事故を防ぐため指定金融機関等にほぼ毎日払込みに行くなど、現金管理が職員の負担になっている事例が見られた。そのほか、事故防止や業務軽減を目的とした証紙による納付では、同じ窓口で現金と証紙を取り扱い、証紙制度の趣旨が十分に活かされていない事例も見られた。</p> <p>このように、依然として現金管理が存続しているのは、職員の人件費などの行政コストを考慮していないことが一因であり、現金管理コスト削減のためキャッシュレス化が加速している民間事業者と大きく異なる点である。民間では、モバ</p>	<p>行政企画課</p>	<p>各種申請や手数料等の納付手続の電子化（電子申請、電子収納）については、令和2年3月に策定した行財政改革計画に「行政手続の100%電子化」を掲げ、知事をトップとする行財政改革推進本部（以下「行革本部」という。）、副知事をトップとする電子県庁推進本部（電子本部）のもと、各部局が連携して電子化に取り組むこととした。</p> <p>具体的に7月には、行政企画課が法令に基づく県の全ての行政手続（約4,800件）を調査し、行革本部において、全体の約98</p>	

<p>イル型クレジットカード決済端末が普及し、QRコード決済を中心に新たなキャッシュレス決済サービスも次々と登場している。本県でも電子申請・電子納付が進むと、例えば、県有施設の使用についてインターネット上で申込みから支払まで可能となり、利用者と職員双方の負担が大幅に軽減される。さらに、インターネット上で申込みのキャンセルを管理することで、利用率の向上も期待される。</p> <p>本県では、情報通信技術の活用による県民・企業に対する行政サービスや行政事務の効率化・高度化の実現を目指して大分県電子県庁推進本部（以下「電子本部」という。）を設置し、県を挙げて取り組むため本部長は副知事としている。電子本部には、情報セキュリティや情報システム構築などの課題ごとに部会が設置され、電子本部及び各部会の事務局は情報政策課が所管している。</p> <p>しかし、部会ごとに担当課が異なる中、組織管理の権限を所管せず、電子本部において情報化技術に係る権限のみを有する情報政策課が、単独で事務局を担って全体を統括できるのか、全庁組織で行政手続の電子化の推進に取り組むという電子本部設置の趣旨からすると、責任と権限が曖昧な中で、その実効性が懸念されるところである。</p> <p>また、電子納付の推進に当たっては、組織管理を所管する行政企画課の主導のもと、情報政策課、会計課及び審査・指導室が関係機関と連携して対応することとしているが、電子本部の中でスピード感を持って進められていくのか疑問が残る。</p> <p>このようなことから、電子本部の組織体制や所掌事務等の見直しを行った上で、県民等の利便性や業務の安全性・効率性の向上のため、一刻も早い電子申請・電子納付の本格実施を望むものである。</p>	<p>%を占める年間申請件数100件以上の行政手続を集中的に電子化していくことを決定した。</p> <p>さらに8月には、電子本部において、より詳細なスケジュールを示し、押印不要・手数料等不要な手続については、できる限り令和2年度中に、条例・規則改正が必要な手続は令和3年度までに、法改正や手数料等納付が必要な手続は令和5年度までに電子化を終えることを決定した。</p> <p>これらの決定事項に基づき、今後は行政企画課が改めて令和2年度中に電子化が可能な行政手続を洗い出すとともに、情報政策課において順次電子化を実施していくこととしている。</p> <p>また、電子納付については、令和5年度末の運用開始を目指す「新財務会計システム」の開発の中で、県民の利便性向上や現金取扱いによる事故防止等の観点から、6月に「財務会計システム部会」を設置し、全庁的に導入を検討しているところである。</p> <p>今後とも、行財政改革計画で定めた内容について、スピード感を持って全庁的に作業を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">【措置済】</p>
---	---